
日本放送協会 理事会議事録

(平成30年 7月 3日開催分)

平成30年 7月20日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成30年 7月 3日(火) 午前9時00分～9時10分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、松原理事、荒木理事、黄木理事、菅理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、今井特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 総務省「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」最終報告書(案)に対する意見募集への対応について

2 報告事項

- (1) 放送技術審議会委員の委嘱について
- (2) 放送番組審議会議事録(資料)

議事経過

1 審議事項

- (1) 総務省「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」最終報告書（案）に対する意見募集への対応について
（経営企画局）

総務省は、平成28年10月、視聴環境の変化に対応した放送コンテンツ製作・流通の促進方策のあり方について情報通信審議会に諮問しました。これを受けて、同月、情報通信政策部会に「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」が設置され、主に、①放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方及び②放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保について検討が進められ、平成29年7月に情報通信審議会の中間答申として取りまとめられました。

中間答申の取りまとめ以降の動向及び取り組み状況等を踏まえた最終報告書（案）が平成30年6月に取りまとめられ、総務省は、7月9日まで意見募集を行っています。

これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

提出意見は次のとおりで、該当箇所は第2章「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進」の1.「放送事業者による同時配信に関する権利処理」のうち、61ページから62ページの(4)「今後継続して取り組むべき事項」です。

「今回の検討に際して、『同時配信を進めるには著作権法の改正が望まれる』という意見を放送事業者が繰り返し述べたことは、報告書案に記載されているとおりです。(40ページ及び50ページ)。

現在の著作権法制で、放送と同時配信の権利が異なる規定について、NHKは、かねてより、より円滑な権利処理を進めるために、同時配信については多くの国と同様、放送と同じ扱いとするよう、著作権法の改正を要望しています。

今後継続して取り組むべき事項として、62ページには、『同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要』、『音楽及び実演分野について具体的な権

利処理手法の整理を図ることが必要』と記載されていますが、ここで言及されている『権利処理手法』の選択肢には、当然、法改正の検討が含まれるものと理解しています。

したがって、関係者間において、今後、同時配信の権利処理に関する検討が行われる場合は、こうした議論の整理を前提とし、制度的な対応も含めて検討が進められるべきものと考えます。」

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 放送技術審議会委員の委嘱について

(児野技師長)

放送技術審議会委員の委嘱について、報告します。

井伊基之氏（日本電信電話株式会社 代表取締役副社長）に、平成30年7月1日付で新規委嘱します。また、同日付で内田義昭氏（KDDI株式会社 代表取締役執行役員副社長）に再委嘱します。

なお、篠原弘道氏（前 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長）は、本人からの申し出により、30年6月26日付で委嘱を解くこととしました。

(2) 放送番組審議会議事録（資料）

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の平成30年5月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成30年 7月17日

会 長 上 田 良 一